

薬剤による医療過誤防止と薬剤師-1 —薬剤師が処方設計に関与することの重要性—
○喜来 望¹, 秋本 義雄², 鈴木 順子¹, 山本 大介¹, 鈴木 政雄³, 福島 紀子⁴,
宮本 法子⁵ (1北里大薬, 2東邦大薬, 3帝京平成大薬, 4慶応大薬, 5東京薬大薬)

【初めに】薬剤師は医薬品それ自体、並びに医薬品使用にかかる有責的専門家である。以下の裁判事例から、薬剤師が有効かつ安全性の高い薬物治療において果たすべき役割について考証した。【検討事例】化学療法の処方設計上のミスで、誤った治療計画が立てられ、週 1 回の間隔で投与すべき硫酸ビンクリスチンを 7 日間連日投与したため、過剰投与の副作用による多臓器不全で患者が死亡した事例 (H17/11/15 最高裁判決:平成 16 年(あ)第 385 号業務上過失致死事件)【裁判所の判断】主治医 A: ①誤った抗がん剤の投与計画を立てて連日硫酸ビンクリスチンを投与した過失を認定。②高度の副作用が出ていたのに適切な対応をとらなかった過失を認定。指導医 B 及び科長 C: ③監督医としての注意義務違反を認定。④治療医としての注意義務及び過失を認定。いずれも業務上過失致死罪で有罪。【考察】主治医は、病気の治療において文献、医薬品添付文書等を精査して、当該治療法を十分理解するなどし、治療に臨むべき注意義務があったのに、これを怠り、プロトコルの単なる読み間違えにより、前記のと通りの誤った治療計画を立て、患者を死亡させた。これら初歩的なミスは、同職種の者には発見されにくく、異職種で相当の知識と技能を持つものによって発見される可能性が高い。すなわち多職種が分担連携しつつ医療を実施することにより、医療ミスを低減することが可能である。一昨年、厚労省医療部会の「チーム医療の推進について」の報告書に、薬剤師の業務として、「薬剤選択等に関する積極的な処方提案」が記され、薬剤師が専門的知見に基づいて処方決定に積極的に関与する必要性が認められた。薬剤師は処方監査と疑義の提示という薬剤師固有の責務に加えて、処方設計から高度の提案を行うことで、質の高い安全な医療の実現に貢献できる。